

災害廃棄物安全評価検討会（第13回） 議事要旨

日時：平成24年6月5日（火）13：30～15：40

場所：主婦会館7階 カトレア

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、新美委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課 塩崎課長

厚生労働省 労働衛生課 安井中央労働衛生専門官

厚生労働省 健康局 水道課 水道水管理室 下畑室長補佐

福島県 生活環境部 齋藤次長

独立行政法人原子力安全基盤機構 廃棄物燃料輸送安全部 加藤部長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

財団法人日本分析センター 池内理事

環境省：南川事務次官

奥主大臣官房審議官、関水環境担当審議官

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 高澤計画官

※会議は公開で行われた。

議 題

1. 開会

南川事務次官から挨拶。

2. 特定廃棄物関係ガイドラインについて

ア. 環境省から、資料2に基づき、特定廃棄物の保管、収集運搬及び中間処理について説明があった。

イ. 委員から、仮置場において、線量管理以外に保管数量の規制はしないのかとの質問があった。環境省から、放射線防護の措置を適切に実施することで対応する旨の説明があった。

ウ. 委員から、事故時の措置をとるべき際の事故については、どの程度の事故まで実施することを想定しているのかとの質問があった。環境省から、特定廃棄物については国が主体となって処理することとなっており、当面は軽微な事故も含めて対応していく旨の説明があった。

- エ. 委員から、ガイドライン中に記載されている仮置場での火災事例については、特定廃棄物とは関係ないため、このガイドラインに記載することで混乱を招くのではないかとの指摘があった。
- オ. ガイドラインについて、委員からの指摘を反映後、確定させ公表する予定。

3. 指定廃棄物の処理に向けた取り組み

- ア. 環境省から、資料3に基づき、指定廃棄物の指定状況、今後の処理の方針及び現在環境省で実施している処理実証事業に関して説明があった。
- イ. 委員から、国が新たにつくる指定廃棄物の最終処分場はいくつ予定しているかとの質問があった。環境省から、現時点ではいくつ最終処分場をつくるかについては決まっていないが、これまで、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、宮城県には候補地の選定にかかる協力要請を行っており、今後状況に応じて追加で協力要請を行うことも考えられるとの説明があった。
- ウ. 委員から、最終処分場の選定手続について、市町村や周辺住民の理解を得るプロセスはどのように設計されるのかとの質問があった。環境省から、場所の選定については県と調整し公表することを予定しており、その後に住民等への説明を行っていくことを考えている旨の説明があった。
- エ. 委員から、候補地選定フローにおいて、放射線にかかる安全評価はどの段階で実施するのかとの質問があった。環境省から、国で作る最終処分場は遮断型構造を想定しており、細かい設計は廃棄物の受け入れ量の推計などと並行して進めていく旨の説明があった。
- オ. 委員から、8,000Bq/kg を超える廃棄物について、遮断型構造の処分場に埋立てする場合もコンクリート固型化を実施するのは、効率が悪いのではないかとの指摘があった。環境省から、既存の管理型処分場に埋め立てる場合はセメント固型化を行うが、遮断型構造の処分場に埋立てる場合はフレキシブルコンテナなどに入れて埋め立てることを想定しているとの説明があった。
- カ. 委員から、指定廃棄物の最終処分場に仮設焼却炉を併設する方向性が示されているが、市町村において除染などで発生する草木類についてもこれらの仮設焼却炉を利用すべきであるとの意見があった。環境省から、福島県内については除染廃棄物の発生量が多いことから、除染廃棄物と指定廃棄物を相互に融通して実施する予定をしており、その他の地域については、除染の量が少ないので既存施設を活用することを想定しているが、仮設焼却炉を設置する場合には、それを活用することも検討したいとの説明があった。
- キ. 委員から、特措法第16条の調査について、調査の免除規定が設けられているが、季節の変動や除染の実施に伴う変動を考慮し、免除された施設においても調査を実施するような運用を行うべきとの意見があった。環境省から、重要なご指摘と認識しており、扱う廃棄物の性状が変化した場合には調査が必要との説明があった。

4. 災害廃棄物の広域処理の安全性について

- ア. 環境省から、資料4に基づき、災害廃棄物の広域処理の安全性について説明があった。

- イ. 委員から、災害廃棄物の広域処理において焼却施設内の物質収支を実測することが困難であることについては、基本的に支持するが、排ガスの放射性セシウムが不検出だから物質収支をとる必要がないという整理ではなく、排ガスのモニタリングを実施することが安全性を確認するうえで意義のあることであるという認識を明確にすべきとの意見があった。
- ウ. 委員から、各自治体が 8,000Bq/kg より低い独自基準を設定していることについて、作業者の被ばくについては前提条件が変わることにより結果が変わり得るということ を明記すべきではないかとの意見があった。オブザーバーから、国の安全評価は既往のクリアランスレベル設定時の考え方に準じて行ったものであり、自治体で行っている安全評価は、実際の作業に対して極端な設定になっている点に留意する必要があるとの意見があった。環境省から、条件等についてより明確化していくとの回答があった。
- エ. 委員から、セシウム以外の核種について事故前から存在するものについては、可能な限りその原因も記載するのが良いとの指摘があった。環境省から、御指摘のとおり修正すると回答があった。
- オ. 委員から、ストロンチウムの測定について、環境省の今回の測定は迅速分析法で実施しているが、今後、対策地域内廃棄物について迅速分析法により実施するのであれば、公定法との関係を明確にするなど、分析法を確立すべきではないかとの意見があった。環境省から、今回は限られた期間で実施したものであるため迅速分析法を採用したが、今後の測定では公定法による分析も行っていくとの説明があった。
- カ. 委員から、測定項目の整理について、敷地境界とバックグラウンドの測定を区別できるような表にすべきとの意見があった。また、別の委員から、焼却の際の混焼率は重要なデータであるため、適切に把握すべきであるとの意見があった。環境省から、御指摘を踏まえ見直しを検討すると回答があった。

5. 閉会

配付資料

- 資料 1 第 13 回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
資料 2 特定廃棄物関係ガイドライン 素案
資料 3 指定廃棄物の処理に向けた取り組み
資料 4 災害廃棄物の広域処理の安全性について（第 1.2 版）

- 参考資料 1 災害廃棄物安全評価検討会（第 12 回）議事要旨
参考資料 2 災害廃棄物安全評価検討会（第 12 回）議事録